

別添

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領新旧対照表（案）

(平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について（平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）)

(下線部が改正部分)

~~※ 今後、変更があります。~~

新	旧
(別紙) 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領	(別紙) 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領
(同右)	<p>第1 通則 障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業</p> <p>(1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分 <p>(3) 基金事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基金事業の交付額の上限の設定 <ul style="list-style-type: none"> ア 都道府県は、別に定めるところにより、市町村ごとの交付額の上限を提示するものとする。 イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金事業の実施計画の作成等 <ul style="list-style-type: none"> ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して
② 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して	

平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

(同右)

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の②のウの「23年度末」を「24年末」と読み替えるものとする。

② 基金の解散は、精算手続きが全て完了したうえで行うものとする。

なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。

平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成20年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

③ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成20年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

ただし、特別対策事業の精算に限り、基金事業の実施期限を平成21年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、(3)の②のウの「20年度末」を「21年末」と読み替えるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業（以下「メニュー事業」という。）
その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護
人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業（メニュー
事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するものをいう。）と
する。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

（同右）

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式
により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業その他障害者自立支援法（平成1
7年法律第123号）の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業と
する。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負
担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費
の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負
担を直接的に軽減する事業
- ④ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、社会福祉法人等の団体への委託、補助
又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府
県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を提出しなければなら
ない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受
けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、
当該市町村に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に
繰り入れた上で、市町村に対し助成金を交付するものとする。
その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担
分を併せて交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生
労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

- ② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に限る）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- ③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に限る）の属する年度の終了後5年間保

- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

（5）事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

（1）都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。
- ⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（2）都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。

管しておかなければならない。

- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- ⑤ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付せざることがある。

- ⑥ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- ⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- ⑧ 特別対策事業を行う者が①から⑦により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付せざることがある。

(3) (2) の⑤により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。

(4) (2) の⑧により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。

(5) 特別対策事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 その他

(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は管内市町村、関係団体、障害者等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる

事業」を実施する場合には、別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

別添

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	(1) 事業運営安定化事業 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。	市町村 障害児施設の激変緩和については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市	(検討中)	1/2	1/4	1/4
	(2) 通所サービス等利用促進事業 障害者自立支援法による通所サービス	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4

別添

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する激変緩和措置	① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を80%から90%まで引き上げるため、事業者に助成する。併せて、旧体系から移行した場合に、同様の保障を設ける。	市町村 障害児施設の激変緩和については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市	別に定める額	1/2	1/4	1/4
	② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における	市町村	1事業所あたり3,000千円以内	1/2	1/4	1/4

及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 新事業移行
促進事業
新体系への
移行に伴うコストの増加等
に対応できる
よう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うこと
によって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

(4) 事務処理安定化支援事業
障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置すること
によって、利

送迎サービスに対して助成を行う。

市町村 (検討中)

市町村 (検討中)

用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図る。

(5) 就労系事業
利用に向けたアセスメント
実施連携事業
就労移行支援事業所等がサービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に実施するアセスメント
(暫定支給決定)について、特別支援学校等の関係者と連携し、会議等の開催により円滑にアセスメントを実施するための体制整備を図ることを目的とする。

市町村

(検討中)

2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	(6) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。	都道府県	(検討中)	定額(10/10)	2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置	(1) 新法に移行するまでの経過的な支援 ③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、110万円の定額を助成する。	都道府県	1 作業所あたり 1,100千円以内	定額(10/10)
	(削除)	(削除)	(削除)			④ デイサービス事業等緊急移行支援事業 デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成する。	市町村	1 事業所あたり ・デイサービス 緊急移行支援事業 1,500千円以内 ・精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業 3,000千円以内	
	(7) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施	都道府県	(検討中)			(2) 新法への移行のための支援 ⑤ 障害者自立支援基盤整備事業 既存施設が新たなサービス	都道府県	1 施設あたり(1工事契約あたり) 20,000千円以内 (ただし、居宅介護事業及び相	

	設改修・増築、 ケアホーム・ グループホー ム等の消防設 備の整備及び 新体系事業拡 充のための設 備や NICU 退 院児童受入に 係る人工呼吸 器等の備品購 入に対し助成 を行う。		スに移行する 際等に必要と なる施設の改 修等に対し助 成する。(た だし、ケアホ ーム等を実施 するアパート 等のバリアフ リー化等に必 要な改修につ いては、原則 として、平成 20年度以降 は対象としな い。)	談支援事業に必 要な既存建物の 改修等に必要な 改修5,000千円以 内)
(8) 移行等支援 事業	都道府県	(検討中)	⑥ 移行等支援 事業	都道府県
旧体系等か ら新たなサー ビスへ移行予 定の小規模作 業所やデイサ ービス等を支 援するための コンサルタント の派遣、そ の他移行のた めの人的支援 等を行う。	旧体系等か ら新たなサー ビスへ移行予 定の小規模作 業所やデイサ ービス等を支 援するための コンサルタント の派遣、そ の他移行のた めの人的支援 等を行う。	1 都道府県あたり16,000千円以 内		
(9) 障害者地域 移行体制強化 事業	都道府県	【障害者地域移 行促進強化事業】 (検討中)	⑦ 地域移行・ 就労支援推進 強化事業	都道府県
地域移行の ための関係機 関のネットワ ーク強化、グ ループホーム ループホーム	ケアホ ームの 重度障 害者支 援体制 強化事	【グループホ ーム・ケアホーム への移行促進事	【精神障害者退 院促進等強化事 業】 ・研修企画 1 都 道府県あたり610 千円以内 ・研修実施 1 障 害福祉圏域あた	

等への移行のための支援や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。

業については、市町村

業】

(検討中)

【地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）】

(検討中)

【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

(検討中)

【触法障害者地域移行支援事業】

(検討中)

【医療観察法地域処遇体制強化事業】

(検討中)

【精神障害者等の家族に対する支援事業】

(検討中)

【在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業】

(検討中)

ーク強化、グループホーム等に利用する住居の借り上げのための初度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。

りで2,000千円以内

【グループホーム・ケアホーム整備推進事業】
入居者1人あたり133千円以内

【就労支援事業移行初期支援強化事業】

・障害者職場実習設備等整備事業1企業あたり5,000千円以内
・就労支援ネットワーク構築事業1障害福祉圏域あたりで1,000千円以内

【在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業】
・重度訪問介護従業者職場定着等推進事業1,000

					千円以内
					・重度訪問介護事業所の収入の激変緩和「100円×平成18年4～9月のサービス提供時間×1.23」の範囲内

(10) 一般就労移行等促進事業
一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する

【ケアホームの重度障害者支援体制強化事業】

(検討中)

【ア 職場実習・職場見学促進事業】

(検討中)

【イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業】

(検討中)

【ウ 施設外就労推進事業】

(検討中)

【エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業】

(検討中)

⑧ 施設外就労等に対する助成事業

一般就労への移行や工賃(賃金)の引上げに資する取組みの促進を図るため、ア 就労継続支援事業者が施設外就労を実施する場合イ 就労移行支援事業者、就労継続支援事業者が、施設外就労・施設外支援を行った結果、一般就労に結びついた場合に助成する。

都道府県

【ア 施設外就労推進事業】

1日1ユニットあたり4千5百円。(ユニットの考え方は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障発第0402001号)」による。)

【イ 施設外就労・施設外支援によって一般就労した場合の助成】

就労者1人あたり100千円(1回限り)

る助成、及び 就労継続支援 B型から就労 継続支援A型 への移行につ いての支援を 実施する。		<p>【オ 障害者一 般就労・職場定 着促進支援事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【カ 離職・再 チャレンジ支援 助成事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【キ 目標工賃 達成助成事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【ク 就労継続 支援A型への移 行助成事業】</p> <p>(検討中)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・施設外就労、 施設外支援を行 うにあたって必 要な条件を満た すこと。 ・障害者雇用助 成金等他の助成 金等との併給は 不可。
(11) 小規模作業 所移行促進事 業 利用者が少 ないために新 体系へ移行す ることが困難 な小規模作業 所が統合する ために必要な 経費に対して 助成する。	都道府県	(検討中)		
			<p>⑨ 小規模作業 所移行促進事 業 利用者が少 なく、人数要 件に満たない 複数の小規模 作業所が統合 することによ り、移行する ために必要な 経費に対して 助成する。</p> <p>(3) 制度改正 に伴う緊急的 な支援</p>	1都道府県あたり10,000千円以内

(12) 制度改正に 向けた相談支 援体制整備特 別支援事業	都道府県	<p>【ア 特別アドバイザー派遣事 業】 (検討中)</p> <p>【イ 相談支援 発展推進支援事 業】 (検討中)</p> <p>【ウ ピアサポ ートセンター等 設置推進事業】 (検討中)</p> <p>【エ 居住サポ ート事業立ち上 げ支援事業】 (検討中)</p> <p>【オ 地域自立 支援協議会運営 強化事業】 (検討中)</p>			(10) 相談支援体 制整備特別支 援事業	都道府県	<p>【特別アドバイ ザー派遣事業】 1都道府県あたり14,000千円以 内</p> <p>【相談支援事業 立ち上げ支援事 業】 1か所あたり1,0 00千円以内</p> <p>【ピアサポー ト強化事業】 1障害福祉圏域 あたり1,950千円 以内</p>	定額(10/10)
(13) 障害児を育 てる地域の支 援体制整備事 業	都道府県	(検討中)			(11) 障害児を育 てる地域の支 援体制整備事 業	市町村 都道府県	<p>1保健所管内あ たり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親同士の交流 の場の整備3,000 千円以内 ・パンフレット 等の作成等1,500 千円以内 	

を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成する。				の場等の整備を行う。 ・ 親同士の交流の場の整備、障害児療育支援のためのパンフレット等の作成等	
(14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費（広報啓発経費、システム改修経費等）を助成する。	市町村 都道府県	(検討中)		(12) 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。	市町村 都道府県 各都道府県毎に別に定める額（交付金のうち当該事業に充てることができる上限額）
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(13) 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給する（平成18年度分）。	市町村 平成18年12月26日付事務連絡「就労意欲促進事業の取扱いについて」に従って算定された額
(15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受入が少な	市町村	(検討中)		(14) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受入れが少	市町村 1事業所あたり 就学前児童5割以上 1,900千円以内 就学前児童5割未満 1,500千円以内 定額(10/10)

い児童デイサービス事業所 (報酬告示上、 児童デイサー ビス費(Ⅱ) に該当する事 業所)において、定められ た職員配置を 超えて職員を 加配し、就学 前児童を含め た児童の個別 支援に積極的 に取り組んで いる場合に助 成する。			ない児童デイ サービス事業 所であっても 定められた職 員配置を超え て職員を加配 し、児童の個 別支援を積極 的に取組んで いる事業所に 対し、助成す る。	
(削除)	(削除)	(削除)	⑯ ケアホーム の重度障害者 支援体制強化 事業 重度障害者 を受入れてい る事業所に対 し、支援に要 する費用の一 部を助成す る。	市町村 区分6 1人1日あたり 1,000円 区分5 1人1日あたり 820円 区分4 1人1日あたり 650円
(16)相談支援充 実・強化事業 自宅に引き こもっている 障害者等に対 して、地域に おける障害福 祉サービスの 状況や障害者 自立支援法の	市町村 都道府県	(検討中)	⑯ 相談支援・ 充実強化事業 障害者等に 対して障害福 祉施策に関す る情報を周知 するため、相 談支援の充実 ・強化を図る 事業に対し、	市町村 都道府県 1市町村あたり 1,700千円以内

見直しの状況 等の障害福祉 施策に関する 情報をきめ細 かく周知する事 業を実施する。				助成する。		
(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。	都道府県	(検討中)		(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 施設が地域の拠点機能として、障害者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受け入れ体制の整備を図るための取り組みに對し助成する。	都道府県	1 障害保健福祉圏域等あたり1,500千円以内
(18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業	都道府県	(検討中)	1/2 1/4 1/4			

<p>の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。</p>								
<p>(19) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。</p>	指定都市 都道府県	(検討中)	定額(10/10)					
<p>(20) その他法施行に伴い緊急必要な事業・制度移行期に係る事業コスト増(原油高騰対策含)</p>	<p>市町村 都道府県 福祉機器相談基盤整備及び</p>	<p>【事業者コスト対策】 (検討中) 【筋ジス者の負担軽減措置】</p>	<p>定額(10/10) 筋ジス者の負担軽減措置に係る事</p>		<p>⑯ その他法施行に伴い緊急必要な事業・制度移行期に係る事業コスト増(原油高騰対策含)</p>	市町村 都道府県	<p>【事業コスト増に対する支援】 各都道府県毎に別に定める額 【筋ジス者の激変緩和】</p>	<p>定額(10/10) 筋ジス者の激変緩和に係る事業に</p>

む。)に対する支援、筋ジス
者者の**負担軽減**
措置、オストメイト対応トイ
レの整備、視覚障害者等
のために自治体窓口等に設
置する情報支援機器等の整
備・購入、視覚障害者移動
支援事業従事者の資質向上、
各更生相談所における補装
具判定に必要な見識を高め
るための研修等、
コミュニケーション支援事業の広域
的な体制の検討、障害者ス
ポーツの振興、公立体育館の
バリアフリー整備等

障害者
スポーツ
特別
振興に
ついて
は、指
定都市
・都道
府県

(検討中)
【オストメイト
対応トイレの整
備】

(検討中)
【情報支援機器
等の整備・購入】

(検討中)
【視覚障害者移
動支援事業従事
者資質向上事業】

(検討中)
【福祉機器相談
基盤整備】

(検討中)
【コミュニケー
ション支援広域
支援検討】

(検討中)
【障害者スパー
ツ特別振興】

(検討中)
【体育館等バリ
アリー緊急整
備】

業につ
いては、
国1/2、
県1/4、
市1/4

む。)に対する支援、筋ジス
者者の激変緩和、オストメ
イト対応トイ
レの整備、視
覚障害者等の
ために自治体
窓口等に設置
する情報支援
機器等の整備
・購入、視覚
障害者移動支
援事業従事者
の資質向上等

平成18年10月の
「療養介護事業」
利用者負担額か
ら平成18年9月の
利用者負担額の
2倍の額を差し
引いた額を目安
とする。

【オストメイト
対応トイレの整
備】1か所あたり
500千円以内
(工事費をの除
く)

【情報支援機器
等の整備・購入】
1市町村又は1
都道府県あたり
1,000千円以内

【視覚障害者移
動支援事業従事
者資質向上事業】

1都道府県あたり
1,000千円以内

については、
国1/2、
県1/4、
市1/4

			(検討中)				
3. 福祉 ・介護 人材の 緊急的 な確保 を図る 措置	(21) 進路選択学 生等支援事業 福祉・介護 の仕事の選択 を促すために、 介護福祉士等 養成施設に専 門員を配置し、 学生・教員等 に対し、仕事 の魅力を伝え るとともに、 相談・助言等 を行う。	都道府県	1 養成施設あた り 定員充足率(各 年4月1日現在) が ・ 20%未満の場 合 5,000千円以内 ・ 20%以上40% 未満の場合 4,300千円以内 ・ 40%以上60% 未満の場合 3,400千円以内	定額(10/10)			
	(22) 潜在的有資 格者等養成支 援事業 介護福祉士 等の潜在的有 資格者や高齢 者、主婦層等 に対し、福祉 ・介護従事者 として再就業 や参画を促進 するための実 践的な研修を 行う。	都道府県	・ 潜在的有資格 者再就業支援研 修 1回あたり780千 円以内 ・ 高齢者等参画 支援研修 1回あたり312千 円以内 ・ 福祉・介護サ ービスチャレン ジ教室 1回あたり156千 円以内 ・ 障害者就労支 援研修 1回あたり468千 円以内 ・ キャリアアッ プ支援研修 1回あたり468千 円 ・ その他人材確				

		<p>保に資する研修として都道府県が認めた研修 1日あたり156千円以内</p> <p>なお、養成施設等以外に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日あたり185千円以内を加算する。</p>
(23)複数事業所連携事業	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーター1都道府県あたり2,357千円以内 1ユニットあたり694千円以内
(24)職場体験事業	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 事前説明会や事業者報告会1都道府県あたり444千円以内 事業所の受入れ1人1日あたり

とにより、新たな人材の参入を促進する。

5,920円以内

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

- 1 基金保管実績
(略)
- 2 基金運用実績
(略)
- 3 基金事業に係る経費
(略)
- 4 事業実施状況

項目	事業内容
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	
2. 新法への移行等のための円滑な実施	

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

- 1 基金保管実績
(略)
- 2 基金運用実績
(略)
- 3 基金事業に係る経費
(略)
- 4 事業実施状況

項目	事業内容
1. 事業者に対する激変緩和措置	
2. 新法への移行等のための緊急的な経	

<u>を図る措置</u>	<u>過措置</u> <u>(1) 新法に移行するまでの経過的な支援</u>
(削除)	<u>(2) 新法への移行のための支援</u>
	<u>(3) 制度改正に伴う緊急的な支援</u>
3. 福祉・介護人材の 緊急的な確保を図 る措置	
5 添付資料 (略)	5 添付資料 (略)

別添

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱新旧対照表（案）

※ 今後、変更があります。

(下線部が改正部分)

新	旧
別紙	別紙
平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱	平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱
(同右)	(通則)
<p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的とする。</p>	<p>1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p>
<p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p>	<p>2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p>

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の（1）から（3）により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分

事業者に対する運営の安定化等を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

当該都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績

ア 1.60億円 ×

全都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績

イ 117.5億円 ×

当該都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績

ウ 22.5億円 ×

当該都道府県の自立支援給付費給付実績

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分

新法への移行等のための円滑な実施を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

なお、平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の執行残額がある場合は、引き続き当該措置分として充当することとし、ア及びイの算定に当たって、算定額の一部とみなし、これを控除する。

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する激変緩和措置分

事業者に対する激変緩和措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

当該都道府県の施設訓練等支援費給付実績（通所施設及び入所施設）

ア 195億円 ×

全都道府県の施設訓練等支援費給付実績（通所施設及び入所施設）

イ 105億円 ×

当該都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数

全都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分

新法への移行等のための緊急的な経過措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 2. 5億円

$$\text{イ 人口割分 } 120 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の3の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 1. 5億円

$$\text{イ 人口割分 } 42.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$$

$$\text{ウ 養成課程割分 } 20 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の3福祉士養成課程数}}{\text{全都道府県の3福祉士養成課程数}}$$

$$\text{エ 施設等割分 } 8 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の在宅・施設サービス数}}{\text{全都道府県の在宅・施設サービス数}}$$

オ 厚生労働大臣が必要と定めた額

(同右)

ア 定額分 5億円

$$\text{イ 人口割分 } 23.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余額を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年●●月●●日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2))に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成21年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(同右)

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成19年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2))に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) 円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分					
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分					
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分					
合 計					

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) 円
(1) 事業者に対する激変緩和措置分					
(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分					
合 計					

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 交付申請額 金 円

2 基金造成経費所要額調書(別紙1)

3 基金造成事業計画書(別紙2)

4 添付書類

(1)歳入歳出予算(見込)書抄本

(2)その他参考となる書類

郵便局印

(その他)

10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合は、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 交付申請額 金 円

2 基金造成経費所要額調書(別紙1)

3 基金造成事業計画書(別紙2)

4 添付書類

(1)歳入歳出予算(見込)書抄本

(2)その他参考となる書類

郵便局印

(同右)

別紙2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保有予定額 (円)	備考
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 岁入歳出決算（見込）書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 岁入歳出決算（見込）書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙1

基金造成経費精算書									
区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付前額 (DとEを比較して少ない方の額) (E)	交付決定額 (F)	交付金受入額 (G)	差引交付額 (F-E) (H)	
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分									
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分									
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分									
合 計									

別紙1

基金造成経費精算書									
区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された合計額 (D)	交付前額 (DとEを比較して少ない方の額) (E)	交付決定額 (F)	交付金受入額 (G)	差引交付額 (F-E) (H)	
(1) 事業者に対する激変緩和措置分									
(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分									
合 計									

(別紙様式3)

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成20年度 厚生労働省所管

国			都道府県										備考
歳出予算科 目	交付決定額	交付率	歳入			歳出							
			科	目	予現	算額	収済額	科	目	予現	算額	うち交付金相当額	

(記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(別紙様式3)

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成18年度 厚生労働省所管

国			都道府県										備考
歳出予算科 目	交付決定額	交付率	歳入			歳出							
			科	目	予現	算額	収済額	科	目	予現	算額	うち交付金相当額	

(記入要領)

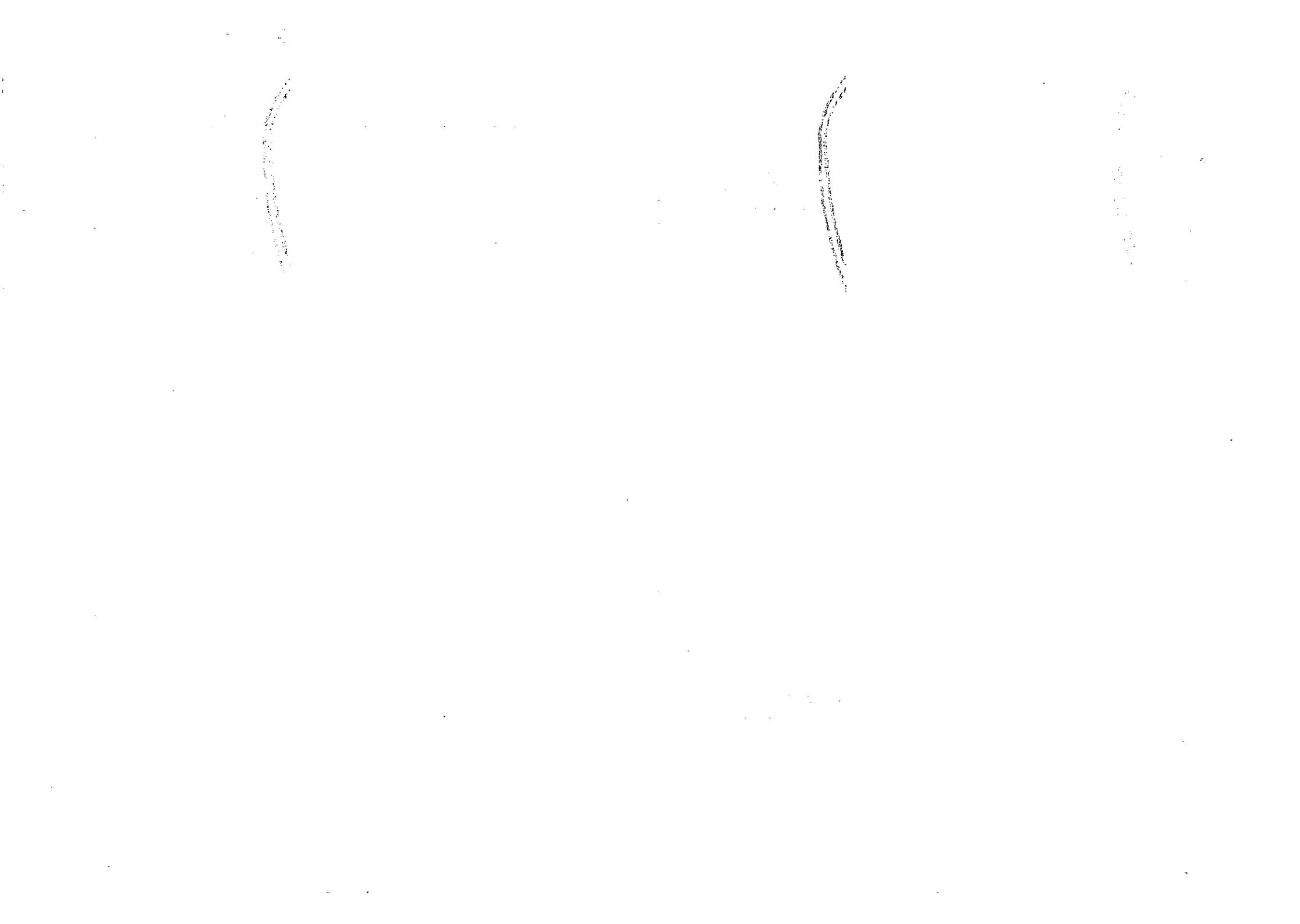
- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(同右)

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月	保有額	年利率	備考
合計額				



〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（参考例）（案）

（設置の目的）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、~~公会呂~~とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

- 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、事業者に対する運営の安定化等を図る激変緩和措置のための事業、新法への移行等のための円滑な実施を図る緊急的且経過措置のための事業、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のための事業、その他障害者自立支援法の円滑な運用及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる老齢者等の安寧死する緊急的且事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。